

川越市国民健康保険税減免の事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第717条及び川越市国民健康保険税条例（昭和34年条例第19号。以下「条例」という。）第25条に規定する国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象事由)

第2条 条例第25条第1項の規定により、保険税の減免の対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 条例第25条第1項第1号に該当する者

疾病に起因し、廃業、退職、休業、休職その他これに準ずる事由により、減免の申請書を提出した日（以下この条において「申請日」という。）の属する月から起算して12月（以下この条において「現年」という。）の世帯の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額に準ずる所得金額をいう。以下この条において同じ。）の見込額（以下この条において「世帯現年所得」という。）が、申請日の属する年の前年（申請日の属する月が1月から3月までの場合にあつては、前々年。過年度分にあつては、賦課対象年。）（以下この条において「前年」という。）の世帯の合計所得金額（以下この条において「世帯前年所得」という。）から世帯現年所得を減じた額を世帯前年所得で除して得た割合が10分の4以上に該当することとなる世帯の世帯主（生計維持割合（事由に該当する者に係る前年の合計所得金額を世帯前年所得で除して得た割合。以下この条において同じ。）が10分の3未満の世帯又は減免対象年度の保険税が課税限度額に達している世帯の世帯主を除く。）

(2) 条例第25条第1項第2号に該当する者

災害により、現に居住する家屋又は財産に、その価格の10分の1以上の損害（損害保険等により補てんされる金額を除く。）を受けた世帯の世帯主（災害を受けた日以後1年以内に納期の末日が到来する納期に係る税額に限る。）

(3) 条例第25条第1項第3号に該当する者

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助を受けることとなった世帯の世帯主

イ 申請日前4月の世帯の合計収入を平均した1月あたり平均収入が、生活保護法の規定により算出した基準額に準ずる世帯の世帯主（条例第20条の規定により国民健康保険税が軽減されている世帯又は預貯金残高が生活保護法の規定により算出した基準額の6倍を超える世帯の世帯主を除く。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。）

(4) 条例第25条第1項第4号に該当する者

ア 国民健康保険税の納税義務者である世帯主が賦課期日後に死亡したことによりその納税義務を承継した者で、著しく納税困難と認められるもの（当該世帯主が事業経営者であって、納税義務を承継した者が引き続き事業を經營する場合を除く。）

イ 前年に債務の返済に充てるためにした資産の譲渡に係る所得により、国民健康保険税が高額となったため、国民健康保険税の納付が困難となったと認められる世帯の世帯主

ウ 破産宣告を受け、世帯前年所得から世帯現年所得を減じた額を世帯前年所得で除して得た割合が10分の4以上に該当することとなる世帯の世帯主（生計維持割合が10分の3未満の世帯の世帯主を除く。）

エ 事業所都合による解雇および派遣契約の非更新、経営難による個人事業主の廃業、その他これに準ずる事由により、世帯前年所得から世帯現年所得を減じた額を世帯前年所得で除して得た割合が10分の4以上に該当することとなる世帯の世帯主（生計維持割合が10分の3未満の世帯又は減免対象年度の保険税が課税限度額に達している世帯の世帯主を除く。）

オ 国民健康保険法第59条に規定する給付制限を受ける被保険者の属する世帯の世帯主

カ その他特別な理由があると認められる者

（減免事由の競合）

第3条 前条に掲げる事由のうち2以上の事由に該当するときは、いずれか減免額の大きいものを適用する。

（減免の申請）

第4条 条例第25条第1項に規定する減免を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、同条第3項の規定により国民健康保険税減免申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 第2条第2号の規定により2年度分の保険税の減免を受けようとする者は、各年度において、前項の規定により国民健康保険税減免申請書を提出しなければならない。ただし、2年度目の提出に当たっては、前項の事由を証明する書類の添付を省略することができる。

3 第1項の事由を証明する書類は、原則として当該減免申請事由を直接証明する書類で、かつ、正本とする。ただし、次の各号に該当する書類で市長が認めた場合においては、この限りでない。

(1) 同一の事由に基づき保険税以外の市税の減免の申請をし、又はしようと

する場合における当該申請書に添付し、又は添付しようとする書類の副本

(2) 当該申請に係る事由を直接証明する書類がない場合において、当該事由を客観的に判断し、十分証明するに足りる内容が記載されている書類

(申請の棄却)

第5条 市長は、保険税の減免を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合においては、当該申請を棄却するものとする。

(1) 必要な証明書類等の提出及び補正に応じないとき

(2) 実態調査等に応じないとき

(3) その他棄却に相当する理由が認められたとき

(決定及び通知)

第6条 市長は、当該申請に係る決定を申請のあった日から20日以内に行い、国民健康保険税減免決定通知書(様式第2号。以下「決定通知書」という。)により、決定後速やかに申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の決定が遅れた場合は、決定通知書にその理由を記載しなければならない。

(事由消滅の申出)

第7条 申請者は、資力の回復又はその他の理由により、当該減免を受けるに至った事由が消滅したときは、国民健康保険税減免事由消滅申出書(様式第3号)により速やかにその旨を申し出なければならない。

(減免の取消し)

第8条 市長は、申請者の申出その他の理由により当該減免事由が消滅したと認められる場合には、当該事由が消滅した日後に納期の末日が到来する納期に係る保険税について、保険税の減免を取り消すことができる。

2 市長は、偽りの申請その他不正な行為により減免を受けた者に対し、当該

減免を取り消し、当該取消の日の前日までに納付を免れた保険税を速やかに徴収するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により減免を取り消した場合には、国民健康保険税減免取消通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月30日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定については、令和元年10月12日以後に発生した災害に係る国民健康保険税の減免について適用し、同日前に発生した災害に係る国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

受付印

国民健康保険税減免申請書

年 月 日

（提出先）

川 越 市 長

減免申請者（世帯主）

住 所

氏 名

印

電話番号

被保険者証記号番号	—
-----------	---

年度国民健康保険税の納税通知を受けましたが、下記の理由により、国民健康保険税の減免を受けたく、関係書類を添付して申請いたします。

記

減免申請の理由

国民健康保険税減免決定通知書

年 月 日

減免申請者 住 所
(世帯主) 氏 名

川越市長 印

年 月 日付で提出された 年度国民健康保険税減免申請について、
次のとおり決定したので通知します。

被保険者証記号番号 —

国民健康保険税

年度	納税通知番号	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
		円	円	円	円	円	円

内訳 医療保険分

所得割課税対象額	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
円	円	円	円	円	円	円

後期高齢者支援金等分

所得割課税対象額	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
円	円	円	円	円	円	円

介護保険分

所得割課税対象額	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
円	円	円	円	円	円	円

決定の理由

※ この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求することができます（この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第7条関係）

受付印

国民健康保険税減免事由消滅申出書

年 月 日

（提出先）

川 越 市 長

減免申請者（世帯主）

住 所

氏 名

印

被保険者証記号番号

—

年度国民健康保険税減免を決定されましたが、下記の理由により、
減免申請事由が消滅したので申し出ます。

減免が決定されている国民健康保険税

年度	納税通知番号	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
		円	円	円	円	円	円

記

減免申請事由の消滅理由

国民健康保険税減免取消通知書

年 月 日

減免申請者 住 所
(世帯主) 氏 名

川越市長 印

年 月 日付で通知した 年度国民健康保険税減免について取り消しましたので通知します。

取消理由及び取り消し後の 年度国民健康保険税は下記のとおりです。

被保険者証記号番号 -

記

取り消し理由

- 申し出により、国民健康保険税減免事由の消滅が確認できたため
- 調査により、国民健康保険税減免事由の消滅が確認できたため
- その他

国民健康保険税

年度	納税通知番号	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
		円	円	円	円	円	円

内訳 医療保険分

所得割課税対象額	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
円	円	円	円	円	円	円

後期高齢者支援金等分

所得割課税対象額	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
円	円	円	円	円	円	円

介護保険分

所得割課税対象額	所得割額	均等割額	月割減額等	算出税額	減免税額	納付税額
円	円	円	円	円	円	円

※ この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求することができます（この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として（訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。）、提起することができます（この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。